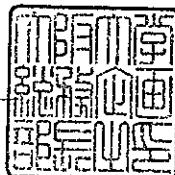




平成23年12月22日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 岡本 真理 殿

国立大学法人大阪大学
総務企画部長 中村信



平成23年12月2日付け申入れ（同6日受領）に係る団体交渉等について

標記申入れについては、その内容が貴組合の誤解に基づくものであることから、取り急ぎ、12月7日付け文書にて大学の考え方を回答しております。併せて、標記申入れには、団体交渉の候補日時等の提示がなかったため、大学側の担当者から貴組合 今岡書記長宛にメールにて、その希望日時を同時に照会しているところです。ただ、それ以降、貴組合からの連絡がながったため、回答内容については納得されたものと、大学としては考えておりました。

しかるに、去る12月15日の中央労働委員会における第4回調査の席上、

1. 標記申入れについては、大学からの交渉応諾の回答がないこと。
2. 重要な労働条件の変更については、外国人の組合員に対してその者が理解できる言語で通知を行うように、との組合の要求に対して、大学から回答がなされていないこと。

について、貴組合がこれを不満とする旨の発言をされたと伺っております。

しかしながら、このうちまず上記1. については、上述した経緯に照らしても、事実にまったく反するといわざるを得ません。

また、上記2. についても、標記申入れそのものが重要な労働条件の変更を大学が勝手に行ったという誤解に基づくものであり、当該要求もこの誤解を前提としていることから、こうした誤解を解くことに主眼を置いた今回の回答では、これに触れなかったというにすぎません。

なお、この点については、かつて、貴組合からの「回答は日本語文と英文の両方で用意」するようにとの要求に対して、細かなニュアンスが通じない恐れもあることから、日本語文のみで回答することとしている旨、大学側から説明を行ったという経緯があり、この考え方は現在でも変わっておりません。

以上、大学としては、このような事実に反する発言が、貴組合から中労委に對してなされたことを、誠に遺憾であると考える次第です。

ただ、今後とも貴組合からの団体交渉の申入れに対して、誠実に対応するという大学の考えに変わりはありませんので、団体交渉を要求されるのであれば、改めてその候補日時等を提示していただきますよう、お願ひいたします。

以上